

平成27年2月9日

## 行員に対する「普通救命講習」の実施について

～ 安心してご利用いただける銀行への取組み ～

株式会社千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、当行行員に対し、千葉市防災普及公社の協力のもと「普通救命講習」を実施します。

本講習は、行員が緊急事態に遭遇したとき、適切な応急手当ができるようその実効性を高めるために実施するものです。本日から全6回実施し、平成27年3月11日までに、全営業店・本部（関連会社を含む）の約140名が受講する計画です。修了者には「普通救命講習修了証」が交付されます。

当行は現在、全店へのAED（自動体外式除細動器）設置を進めております。これからも、ご来店いただくお客さまや行員が、より安心して利用できる銀行となるよう取組んでまいります。

### 普通救命講習の概要

救命に必要な応急手当を学ぶ講習です。

- ・心肺蘇生法（実技）、AEDの使用法、止血法、等

以上